

令和5年度実地指導結果 サービス種別：同行援護

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する 是正状況	備考
株式会社ニ チイ学館	南国市	ニチイケアセン ター南国	R5.9.28	なし		
合同会社晴 レルヤ	土佐市	晴レルヤ	R5.6.27	1 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。 2 勤務表を作成していないことが認められた。 3 職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置について、次が認められた。 (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針が不十分 (2) 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制がない 4 身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じていないことが認められた。 5 虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じていないことが認められた。	改善中	
特定非営利 活動法人宇 佐在宅介護 センター	土佐市	特定非営利活動法 人宇佐在宅介護セ ンター	R5.8.1	1 支給決定障害者等の受給者証に指定同行援護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定同行援護の量その他の必要な事項を記載していない事例が認められた。 2 同行援護計画を作成していないことが認められた。 3 身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じていないことが認められた。 4 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していないことが認められた。 5 同行援護サービス費の算定について、省令第171号第43条第2項において準用する第35条の2第3項に規定する基準を満たしていないにもかかわらず、身体拘束廃止未実施減算として定められた単位数を所定単位数から減算していないことが認められた。 6 同行援護サービス費の算定について、新規に同行援護計画を作成した利用者でないにもかかわらず初回加算を算定した事例が認められた。	改善済	
株式会社リ バフル	吾川郡い の町	ヘルパーステー ションささえ	R5.12.5	1 サービス提供責任者を変更しているにもかかわらず、届け出ていないことが認められた。 2 勤務表について、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係、サービス提供責任者である旨を記載していないことが認められた。 3 身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じていないことが認められた。 4 同行援護計画に、派遣される従業員の種別について記載していないことが認められた。 5 同行援護サービス費の算定について、省令第171号第43条第2項において準用する第35条の2第3項に規定する基準を満たしていないにもかかわらず、身体拘束廃止未実施減算として定められた単位数を所定単位数から減算していないことが認められた。	改善済	
株式会社道	吾川郡い の町	訪問介護事業所あ ずみ	R5.8.4 R5.10.6	1 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。	改善済	